

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第一条関係）

新

別表第一（第二条関係）

一〇六略	七 地方自治法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・口略	岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 浅口市
		市町村
八〇九略		
二十 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」と		各町村

旧

別表第一（第二条関係）

一〇六略	七 地方自治法（以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ・口略	岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市 備前市 瀬戸内市 浅口市
		市町村
九〇二〇略	八 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第二百六十条第一項の規定による町及び字の区域の新設及び廃止並びに町及び字の区域並びにその名称の変更の届出の受理 ロ 法第二百六十条第二項の規定による町及び字の区域の新設及び廃止並びに町及び字の区域並びにその名称の変更の告示	各市町村
二十一 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」と		各市町村 （岡山市）

いう。)、墓地等の経営の許可等に関する条例  
 (昭和六十二年岡山県条例第十四号。以下この  
 項において「条例」という。)、及び条例の施行  
 のための規則に基づく事務のうち、次に掲げる  
 もの(墓地に係るものであつて、条例第四条第  
 三号に掲げる者に係るものに限る。)  
 イ〜リ略

二十一 略

二十二 略

という。)、墓地等の経営の許可等に関する条  
 例(昭和六十二年岡山県条例第十四号。以下こ  
 の項において「条例」という。)、及び条例の施  
 行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げ  
 るもの(墓地に係るものであつて、条例第四条  
 第三号に掲げる者に係るものに限る。)  
 イ〜リ略

二十二 略

二十三 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八  
 号。以下この項において「法」という。))に基  
 づく事務のうち、次に掲げるもの  
 イ 法第三条第一項の規定による地域の指定  
 ロ 法第三条第三項(法第四条第三項において  
 準用する場合を含む。))の規定による公示  
 ハ 法第四条第一項の規定による規制基準の設  
 定  
 ニ 法第十八条の規定による自動車騒音の状況  
 の常時監視及びその結果の報告  
 ホ 法第十九条の規定による自動車騒音の状況  
 の公表  
 ヘ 法第二十二條の規定による関係行政機関等  
 への協力の要請及び意見の陳述

二十四 略

二十五 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一  
 号。以下この項において「法」という。))に基  
 づく事務のうち、次に掲げるもの

及び倉敷  
 市を除く  
 )

新見市

新見市

<p>イ 法第三条の規定による規制地域の指定          ロ 法第四条の規定による規制基準の設定          ハ 法第五条第二項の規定による規制地域の周辺地域を管轄する市町村長の意見の聴取          ニ 法第六条の規定による規制地域の指定等の公示          ホ 法第九条の規定による規制地域の指定等の要請の受理          ヘ 法第二十一条第一項の規定による関係行政機関等への協力の要請</p>	
<p>二十六・二十七略</p> <p>二十八 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの          イ 法第三条第一項の規定による地域の指定          ロ 法第三条第三項（法第四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示          ハ 法第四条第一項の規定による規制基準の設定          ニ 法第二十条の規定による関係行政機関等への協力の要請及び意見の陳述</p>	<p>新見市</p>
<p>二十九 環境基本法（平成五年法律第九十一号）に基づく事務のうち、同法第十六条第二項の規定による地域の指定</p>	<p>新見市</p>

<p>二十五〇三十六略</p>	<p>三十七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第 二百八十三号。以下この項において「法」とい う。）及び法の施行のための規則に基づく事務 のうち、次に掲げるもの イ 手略</p>	<p>三十八 略</p>	<p>三十九 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律 第三百三号。以下この項において「法」という 。）、毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年 政令第二百六十一号。以下この項において「政 令」という。）及び法の施行のための規則に基 づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略</p>
	<p>新見市</p>		<p>岡山市 倉敷市</p>

<p>三十三〇四十一略</p>	<p>四十二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第 二百八十三号。以下この項及び次項において「 法」という。）に基づく事務のうち、法第十二 条の三第一項の規定による身体障害者相談員の 委託</p>	<p>四十四 略</p>	<p>四十五 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律 第三百三号。以下この項において「法」という 。）、毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年 政令第二百六十一号。以下この項において「政 令」という。）及び法の施行のための規則に基 づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略 ロ 法第二十二條第一項（同條第二項において 同條第一項の例によることとされる場合を 含む。）の規定による業務上取扱者の氏名又は 住所等の届出の受理 ハ 法第二十二條第三項の規定による業務上取 扱者の事業の廃止及び変更の届出の受理</p>
<p>各市町村 （岡山市 及び倉敷 市を除く 。）</p>	<p>新見市</p>		<p>岡山市 倉敷市</p>

<p>又イからリ略        行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>四十 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）以下この項及び次項において「法」という。及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設（四十六の項及び四十七の項</p>
<p>二 法第二十二條第四項において準用する法第七條第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理        ホ 法第二十二條第四項において準用する法第十五條の三の規定による業務上取扱者に対する廃棄物の回収等の命令        ヘ 法第二十二條第四項において準用する法第十七條第二項の規定による報告の徴収及び立入検査        ト 法第二十二條第四項において準用する法第十九條第三項の規定による業務上取扱者に対する毒物劇物取扱責任者の変更の命令        チ 法第二十二條第五項において準用する法第十七條第二項の規定による報告の徴収及び立入検査        リ 法第二十二條第六項の規定による違反者に対する措置命令        又レ略        ソ イからリまでに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町村（岡山市、倉敷市及び新見市を除く）</p>

<p>二 法第二十二條第四項において準用する法第七條第三項の規定による毒物劇物取扱責任者の設置及び変更の届出の受理        ホ 法第二十二條第四項において準用する法第十五條の三の規定による業務上取扱者に対する廃棄物の回収等の命令        ヘ 法第二十二條第四項において準用する法第十七條第二項の規定による報告の徴収及び立入検査        ト 法第二十二條第四項において準用する法第十九條第三項の規定による業務上取扱者に対する毒物劇物取扱責任者の変更の命令        チ 法第二十二條第五項において準用する法第十七條第二項の規定による報告の徴収及び立入検査        リ 法第二十二條第六項の規定による違反者に対する措置命令        又レ略        ソ イからリまでに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>四十六 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）以下この項及び次項において「法」という。及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設（五十三の項及び五十四の</p>
<p>各市町村（岡山市、倉敷市及び新見市を除く）</p>	<p>各市町村（岡山市、倉敷市及び新見市を除く）</p>

<p>において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。）</p> <p>イ〜ハ略</p>	<p>四十一 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの（イからネまでに係るものに限る。）及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。）</p> <p>イ〜ア略</p>	<p>新見市</p>	<p>四十二・四十三略</p>
---	---	------------	-----------------

<p>項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに係るものに限る。）</p> <p>イ〜ハ略</p>	<p>四十七 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの（イからネまでに係るものに限る。）及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。）</p> <p>イ〜ア略</p> <p>サ 法第七十三条第一項の規定による寄附金の募集の許可（当該募集をしようとする地域が二以上の市町村の区域にわたるものを除く。）</p> <p>キ 法第七十三条第二項の規定による許可の案件の付加</p> <p>ユ 法第七十三条第三項の規定による報告の受理</p>	<p>新見市</p>	<p>四十八・四十九略</p> <p>五十 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）に基づく事務のうち、同法第十五条の二第一項の規定による知的障害者相談員の委託</p>
--	--	------------	---

各市町村（岡山市及び倉敷市を除く。）

四十四～五十九略

六十～六十六略

六十七 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ～ホ略

各市町村

五十一～六十六略

六十八～七十四略

六十七 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第六条第一項の規定による特定工場の新設の届出の受理

ロ 法第七条第一項の規定による特定工場となる日以後最初に行われる変更の届出の受理

ハ 法第八条第一項の規定による特定工場の変更の届出の受理

ニ 法第九条第一項及び第二項の規定による届出者に対する勧告

ホ 法第十条第一項の規定による勧告に係る事項の変更の命令

ヘ 法第十一条第二項の規定による実施の制限の期間の短縮

ト 法第十二条の規定による氏名等の変更の届出の受理

チ 法第十三条第三項の規定による地位の承継の届出の受理

七十五 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

イ 法第三条第一項の規定による農地及び採草放牧地に係る所有権の移転等の許可

ロ～ハ略

倉敷市

各市町村

<p>ヘ) 法第四十九条第一項の規定による立入調査等        (イ、ハ及びニに規定する許可並びにリに規定する許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>ト) 法第四十九条第三項の規定による通知及び公示 (イ、ハ及びニに規定する許可並びにリに規定する許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>チ) 法第五十条の規定による報告の徴取 (イ、ハ及びニに規定する許可並びにリに規定する許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>リ) 法第五十一条第一項の規定による許可の取消し等 (イ及びハに規定する許可に係るものに限る。)</p> <p>又) 法附則第二項第一号及び第三号の規定による農林水産大臣との協議 (イ及びハに規定する許可に係るものに限る。)</p>	<p>六十八〜七十四略</p>	<p>七十五 駐車場法 (昭和三十二年法律第百六号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの        イ〜ハ略</p>
		<p>都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域をその区域に含む町村</p>

<p>ト) 法第四十九条第一項の規定による立入調査等        (イ、ロ、二及びホに規定する許可並びに又に規定する許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>チ) 法第四十九条第三項の規定による通知及び公示 (イ、ロ、二及びホに規定する許可並びに又に規定する許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>リ) 法第五十条の規定による報告の徴取 (イ、ロ、二及びホに規定する許可並びに又に規定する許可の取消し等に係るものに限る。)</p> <p>又) 法第五十一条第一項の規定による許可の取消し等 (ロ及びニに規定する許可に係るものに限る。)</p> <p>ル) 法附則第二項第一号及び第三号の規定による農林水産大臣との協議 (ロ及びニに規定する許可に係るものに限る。)</p>	<p>七十六〜八十二略</p>	<p>八十三 駐車場法 (昭和三十二年法律第百六号。以下この項において「法」という。) に基づく事務のうち、次に掲げるもの        イ〜ハ略</p>
		<p>都市計画法第五条第一項の規定による都市計画区域をその区域に含む市町村 (岡山市及び倉敷市を</p>

	七十六〜七十八略	<p>七十九 都市計画法（以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ〜ウ略</p>	玉野市 笠岡市
--	----------	---	------------

除く。）	八十四〜八十六略	<p>八十七 都市計画法（以下この項から九十一の項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ〜ウ略</p>	玉野市 笠岡市
<p>八十八 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第五十二条の二第一項の規定による市街地開発事業等予定区域内における土地の形質の変更及び建築物の建築その他工作物の建設の許可</p> <p>ロ 法第五十二条の二第二項において準用する法第四十二条第二項の規定による国の機関との協議</p> <p>ハ 法第八十条第一項の規定による報告及び資料の徴収並びに勧告及び助言（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ニ 法第八十一条第一項の規定による監督処分（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ホ 法第八十一条第二項の規定による代執行及び公告（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ヘ 法第八十一条第三項の規定による公示（イに規定する許可に係るものに限る。）</p> <p>ト 法第八十二条第一項の規定による立入検査（イに規定する許可に係るものに限る。）</p>	各市（岡山市、倉敷市及び瀬戸内市を除く。）		

<p>八十 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略 ロ 法第五十三条第二項において準用する法第五十二条の二第二項の規定による国の機関との協議 ハ ト 略</p>	<p>法第五条 第一項の 規定によ る都市計 画区域を その区域 に含む町 村 美咲 町</p>
---	--

<p>八十九 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 略 ロ 法第五十三条第二項において準用する法第四十二条第二項の規定による国の機関との協議 ハ ト 略</p>	<p>法第五条 第一項の 規定によ る都市計 画区域を その区域 に含む市 町村(岡 山市及び 倉敷市を 除く。) 瀬戸内 市 美咲 町</p>
<p>九十 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第五十五条第一項の規定による都市計画施設の区域内の土地の指定 ロ 法第五十五条第二項の規定による申出の受理 ハ 法第五十五条第三項の規定による土地の買取りの申出等の相手方としての決定 ニ 法第五十五条第四項の規定による公告 ホ 法第五十六条第一項の規定による土地の買取り ヘ 法第五十六条第二項の規定による通知 ト 法第五十六条第三項の規定による通知の受理 チ 法第五十七条第一項の規定による公告及び</p>	<p>各市(岡 山市及び 倉敷市を 除く。)</p>

<p>八十一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	<p>各市（岡山市、倉敷市及び瀬戸内市</p>
--	-------------------------

<p>九十一 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 法第七条の四第一項の規定による市街地再</p>	<p>各市（岡山市、倉敷市及び瀬戸内市</p>
---	-------------------------

八十二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	イ 略 ロ 法第六十二条第二項に規定する許可証の交付 ハ ヲ 略
岡山市（	を除く。

九十二 法に基づく事務のうち、次に掲げるもの	開発促進区域内における建築物の建築の許可 命令 口 法第七条の五第一項の規定による是正措置 ハ 法第七条の五第二項の規定による代執行及び公告 ニ 法第七条の六第一項の規定による土地の買取りの申出の相手方として定めるべきことの申出の受理 ホ 法第七条の六第二項の規定による土地の買取りの申出の相手方の決定及び公告 ヘ 法第七条の六第三項の規定による土地の買取り ト 法第七条の六第四項の規定による土地の買取りの意向の有無の通知 チ 法第七条の六第五項の規定による土地の買取りをしない旨の通知の受理 リ 法第七条の七第一項の規定による買い取つた土地の賃貸及び譲渡 又 法第七条の七第二項の規定による条件の付加 ル 法第七条の七第三項の規定による契約の解除 ヲ 法第六十条第一項ただし書の規定による他人の占有する土地への立入りの許可 ワ 略 カ 法第六十二条第一項及び第二項に規定する許可証の交付 コ ヲ 略
岡山市（	を除く。

八十四〜八十九略	<p>(1) (30)略</p> <p>(31) 法第九十九条の三第三項（法第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の決定の承認（市のみが設立した地方住宅供給公社に係るものを除く。）</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 法第九十九条の八第五項（法第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の決定の取消しの承認（市のみが設立した地方住宅供給公社に係るものを除く。）</p> <p>(34) (59)略</p> <p>(60) 法第三十三条第一項の規定による管理規約の認可（市のみが設立した地方住宅供給公社に係るものを除く。）</p> <p>八十三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ〜二略</p>	<p>(54)から(59)までに係るものを除く。）</p> <p>備前市</p>
		<p>各町（奈義町及び久米南町を除く。）</p>

九十四〜九十九略	<p>(1) (30)略</p> <p>(31) 法第九十九条の三第三項（法第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の決定の承認（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものを除く。）</p> <p>(32) 略</p> <p>(33) 法第九十九条の八第五項（法第一百八条の二十八第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第九十九条の三第三項の規定による特定建築者の決定の取消しの承認（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものを除く。）</p> <p>(34) (59)略</p> <p>(60) 法第三十三条第一項の規定による管理規約の認可（個人施行者、組合及び再開発会社に係るものを除く。）</p> <p>九十三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ〜二略</p>	<p>(54)から(59)までに係るものを除く。）</p> <p>備前市</p>
		<p>各市町村（岡山市、倉敷市、新庄村、奈義町、西粟倉村及び久米南町を除く。）</p>

別表第二（第三条関係）

六 児童福祉法の施行のための規則に基づく事務	五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のため の規則に基づく事務	一〇四略	事務	市町村
				同条例第五 条の規 定により 指定され た県立自 然公園の 区域をそ の区域に 含む市町 村（岡山 市及び倉 敷市にあ つては、 別表第一 の三十三 の項に規 定する事 務に係る ものを除 く。）
各市（岡 山市を除 く。）				

別表第二（第三条関係）

六 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号） の施行のための規則に基づく事務	五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のため の規則に基づく事務	一〇四略	事務	市町村
				同条例第五 条の規 定により 指定され た県立自 然公園の 区域をそ の区域に 含む市町 村（岡山 市及び倉 敷市にあ つては、 別表第一 の三十四 の項に規 定する事 務に係る ものを除 く。）
各市（岡 山市を除 く。）				

七〇二十一

二十二 母子及び寡婦福祉法、母子及び寡婦福祉  
法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）  
及び同法の施行のための規則に基づく事務

各市町村  
（岡山市  
及び倉敷  
市を除く  
。）

二十三〇三十四略

七〇二十一

二十二 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律  
第二百二十九号）、母子及び寡婦福祉法施行令（  
昭和三十九年政令第二百二十四号）及び同法の  
施行のための規則に基づく事務

各市町村  
（岡山市  
及び倉敷  
市を除く  
。）

二十三〇三十四略

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表（第二条関係）

新		旧	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
一〇四十略	事務	一〇四十略	事務
<p>四十一 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p>	市町村	<p>四十一 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの（イからネまでに係るものに限る。）及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。）</p> <p>イ 法第三十二条の規定による社会福祉法人の定款の認可</p> <p>ロ 法第三十九条の三の規定による仮理事の選任</p> <p>ハ 法第三十九条の四の規定による特別代理人の選任</p> <p>ニ 法第四十条第三号の規定による報告の受理</p> <p>ホ 法第四十三条第一項の規定による定款の変更の認可</p> <p>ヘ 法第四十三条第三項の規定による定款の変更の届出の受理</p> <p>ト 法第四十六条第二項の規定による解散の認可及び認定</p> <p>チ 法第四十六条第三項の規定による解散の届</p>	市町村
新見市 真庭市		新見市 真庭市	

<p>四十二 略</p> <p>四十三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に基つて「法」という。</p>	<p>イ、夕略</p>
<p>鏡野町 勝央町</p>	

<p>四十二 略</p> <p>四十三 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）に基つて「法」という。</p>	<p>出の受理</p> <p>リ 法第四十六条の七の規定による清算人の届出の受理</p> <p>又 法第四十七条の二第四項の規定による意見の陳述</p> <p>ル 法第四十七条の三の規定による清算結了の届出の受理</p> <p>ヲ 法第四十九条第二項の規定による合併の認可</p> <p>ワ 法第五十六条第一項の規定による報告の徴収及び検査</p> <p>カ 法第五十六条第二項の規定による必要な措置の命令</p> <p>ヨ 法第五十六条第三項の規定による業務の停止の命令及び役員解職の勧告</p> <p>タ 法第五十六条第四項の規定による解散の命令</p> <p>レ 法第五十六条第五項の規定による弁明の機会付与及び通知</p> <p>ソ 法第五十六条第七項の規定による聴取書等の受理</p> <p>ツ 法第五十七条の規定による事業の停止の命令</p> <p>ネ 法第五十九条第一項の規定による事業の概要等の届出の受理</p> <p>ナ、ア略</p>
<p>高梁市 鏡野町</p>	

く事務のうち、次に掲げるもの イ〜ル略	四十四〜四十七略	事務	市町村
一〜二十八略	四十八〜九十略	事務	市町村

別表第二（第三条関係）

く事務のうち、次に掲げるもの イ〜ル略	四十八 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ 法第十八条の規定による低体重児の届出の受理 ロ 法第十九条の規定による未熟児の訪問指導	事務	市町村
一〜二十八略 二十九 母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）に基づく事務	四十九〜九十一略	事務	市町村

別表第二（第三条関係）

各市町村（岡山市及び倉敷市を除く）

墓地等の経営の許可等に関する条例新旧対照表（第三条関係）

新	旧
<p>(墓地等の経営主体)</p> <p>第四条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号（納骨堂又は火葬場を 経営しようとする者にあつては、第一号又は第二号）のいずれかに該当 する者でなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 宗教法人（宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第 二項に規定する宗教法人をいう。第十条第二項において同じ。）であ つて、同法第五条第一項に規定する主たる事務所又は同法第五十九条 第一項に規定する従たる事務所を県内に有するもの</p> <p>三 略</p> <p>(経営の許可の申請)</p> <p>第十条 1 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 宗教法人にあつては、当該宗教法人の規則（宗教法人が宗教法人法 第六条第一項の公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、 当該墓地等の経営を行う旨を明らかにした規則）の写し及び登記事項 証明書</p> <p>二 四略</p> <p>五 墓地等の敷地の登記事項証明書</p> <p>六 九略</p> <p>(町村長の意見の徴取等)</p> <p>第二十八条 知事は、法第十条第一項の規定による許可又は同条第二項の 規定による変更若しくは廃止の許可の申請があつた場合において、当該</p>	<p>(墓地等の経営主体)</p> <p>第四条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号（納骨堂又は火葬場を 経営しようとする者にあつては、第一号又は第二号）のいずれかに該当 する者でなければならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 宗教法人（宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第四条第 二項に規定する宗教法人をいう。第十条第二項において同じ。）であ つて、同法第五条第一項に規定する主たる事務所又は同法第五十二条 第三項若しくは第五十三条第一項に規定する従たる事務所を県内に有 するもの</p> <p>三 略</p> <p>(経営の許可の申請)</p> <p>第十条 1 略</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 宗教法人にあつては、当該宗教法人の規則（宗教法人が宗教法人法 第六条第一項の公益事業として墓地等を経営しようとする場合には、 当該墓地等の経営を行う旨を明らかにした規則）の写し及び登記簿の 謄本</p> <p>二 四略</p> <p>五 墓地等の敷地の登記簿の謄本</p> <p>六 九略</p> <p>(市町村長の意見の徴取等)</p> <p>第二十八条 知事は、法第十条第一項の規定による許可又は同条第二項の 規定による変更若しくは廃止の許可の申請があつた場合において、当該</p>

申請が第四条第二号又は第三号に掲げる者によつてされたものであるときは、当該申請に係る墓地等の所在地を管轄する町村長に意見を求めなければならぬ。

2 知事は、法第十条第一項の規定による許可又は同条第二項の規定による変更若しくは廃止の許可を行つたときは、その旨を当該許可又は変更若しくは廃止の許可に係る墓地等の所在地を管轄する町村長に通知しなければならぬ。第二十五条第二項の規定により検査済証を交付したときも、同様とする。

申請が第四条第二号又は第三号に掲げる者によつてされたものであるときは、当該申請に係る墓地等の所在地を管轄する市町村長に意見を求めなければならぬ。

2 知事は、法第十条第一項の規定による許可又は同条第二項の規定による変更若しくは廃止の許可を行つたときは、その旨を当該許可又は変更若しくは廃止の許可に係る墓地等の所在地を管轄する市町村長に通知しなければならぬ。第二十五条第二項の規定により検査済証を交付したときも、同様とする。

公衆浴場法施行条例新旧対照表（第四条関係）

新	旧
<p>(定義)            第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 その他の公衆浴場  次のいずれかに該当する公衆浴場をいう。            イ、二略</p> <p>ホ その他知事が一般公衆浴場とその形態を異にするものとして認め            たもの</p> <p>三・四略</p>	<p>(定義)            第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 その他の公衆浴場  次のいずれかに該当する公衆浴場をいう。            イ、二略</p> <p>ホ その他知事（保健所を設置する市にあつては、市長。第十一条を            除き、以下同じ。）が一般公衆浴場とその形態を異にするものとし            て認めたもの</p> <p>三・四略</p>

新	旧
<p>(衛生措置等の基準)</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める衛生措置等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 換気及び防湿</p> <p>イ 換気のために設けられた開口部は常に開放し、機械換気設備を有する場合は十分な運転を行うこと。</p> <p>ロ・ハ略</p> <p>二 採光及び照明</p> <p>イ 食堂及び配膳室の照度は、五十ルクス以上とすること。</p> <p>ロ・二略</p> <p>三 施設等の清潔</p> <p>イ 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>ロ・ハ略</p> <p>二 布団、毛布、枕等は、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除くこと。</p> <p>ホ 洗面所には、適当数の洗面器を備え、水栓により飲用に適する水が豊富に供給されるようにすること。</p> <p>ヘ 便所の手洗設備は、水栓により清浄な水が豊富に供給されるようにすること。</p> <p>四 浴室の衛生措置等</p> <p>イ・ヲ略</p> <p>ワ 原水（水道水等のみを使用したものを除く。）の水質は、次に掲</p>	<p>(衛生措置等の基準)</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定により条例で定める衛生措置等の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 換気及び防湿</p> <p>イ 換気のために設けられた開口部は常に開放し、機械換気設備を有する場合はじゅうぶんな運転を行なうこと。</p> <p>ロ・ハ略</p> <p>二 採光及び照明</p> <p>イ 食堂及び配膳室の照度は、五十ルクス以上とすること。</p> <p>ロ・二略</p> <p>三 施設等の清潔</p> <p>イ 客室、応接室、食堂、調理場、配膳室、玄関、浴室、洗面所、便所、廊下、階段等は、常に清潔にしておくこと。</p> <p>ロ・ハ略</p> <p>二 ふとん、毛布、まくら等は、随時日光にさらす等適当な方法により湿気を除くこと。</p> <p>ホ 洗面所には、適当数の洗面器を備え、水栓により飲用に適する水が豊富に供給されるようにすること。</p> <p>ヘ 便所の手洗設備は、水栓により清浄な水が豊富に供給されるようにすること。</p> <p>四 浴室の衛生措置等</p> <p>イ・ヲ略</p> <p>ワ 原水（水道水等のみを使用したものを除く。）の水質は、次に掲</p>

げるとおりとすること。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、(一)から(四)までの基準の一部又は全部を緩和することができる。

(一)～(四)略

(五) 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成する全ての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。カ(三)において同じ。）は、五十ミリリットル中に検出されないこと。

(六) 略

カ・ヨ略

タ その他知事が必要と認めて指示する措置

#### 五 客室の収容制限

イ ホテル営業、旅館営業及び下宿営業の用に供する客室には、次に掲げる割合を超えて客を収容しないこと。

(一)・(二)略

ロ 簡易宿所営業の用に供する客室には、次に掲げる割合を超えて客を収容しないこと。

一・五平方メートルについて一人。ただし、小学校の児童の団体を宿泊させる場合にあつては、一平方メートルについて一人

六略

げるとおりとすること。ただし、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）に基づく温泉又は薬湯等を使用するものにあつては、(一)から(四)までの基準の一部又は全部を緩和することができる。

(一)～(四)略

(五) 大腸菌群（グラム陰性の無芽胞性の桿菌であつて乳糖を分解して酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。カ(三)において同じ。）は、五十ミリリットル中に検出されないこと。

(六) 略

カ・ヨ略

タ その他知事（保健所を設置する市にあつては、市長）が必要と認めて指示する措置

#### 五 客室の収容制限

イ ホテル営業、旅館営業及び下宿営業の用に供する客室には、次に掲げる割合をこえて客を収容しないこと。

(一)・(二)略

ロ 簡易宿所営業の用に供する客室には、次に掲げる割合をこえて客を収容しないこと。

一・五平方メートルについて一人。ただし、小学校の児童の団体を宿泊させる場合にあつては、一平方メートルについて一人

六略

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総合政策局地方分権推進課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適当と認めるものを真庭市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

別紙

- 1 知事の権限に属する次の事務を処理することとする市町村に，真庭市を加えることとする。
  - (1) 児童福祉法に基づく一時預かり事業の開始の届出の受理等の事務
  - (2) 身体障害者福祉法に基づく身体障害者生活訓練等事業等の開始の届出の受理等の事務
  - (3) 生活保護法に基づく保護施設の設置の届出の受理等の事務
  - (4) 社会福祉法に基づく社会福祉施設の定款の認可等の事務
  - (5) 母子及び寡婦福祉法に基づく母子家庭等日常生活支援事業の開始の届出の受理等の事務
  - (6) 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の開始の届出の受理等の事務
  - (7) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等の開始の届出の受理等の事務
  - (8) お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令に基づく寄附金の配分を受けようとする団体が提出する申請書に添付する意見書の作成の事務
  - (9) 地方税法施行規則に基づく認知症である老人等の関係者により組織される団体が営利を目的としない団体であることについての証明の事務
- 2 介護保険法に基づく居宅サービス等を行った者又はこれを使用する者に対するその行った居宅サービス等に関する報告の命令等の事務は，新見市が処理することとする。
- 3 障害者自立支援法に基づく自立支援給付に係る障害者等に対する当該自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等の内容に関する報告の命令等の事務は，新見市が処理することとする。
- 4 その他規定の整備を行う。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年岡山県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の三十二の項中「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同項ナ中「の各条」を削り、同表の三十七の項及び三十八の項中「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同表の四十の項中「及び新見市」を「、新見市及び真庭市」に改め、同表の四十一の項及び四十五の項中「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同表の四十六の項中「新見市」を「新見市及び真庭市」に改め、同表の四十七の項中「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同表中八十九の項を九十一の項とし、五十六の項から八十八の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の五十五の項中「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同項を同表の五十七の項とし、同表の五十四の項中「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同項を同表の五十六の項とし、同表中五十三の項を五十五の項とし、同表の五十二の項中「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項において「法」という。）を「法」に、「新見市」を「新見市 真庭市」に改め、同項を同表の五十四の項とし、同表の五十一の項の次に次の二項を加える。

五十二 介護保険法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- (1) 法第二十四条第一項の規定による報告等の命令及び質問
- (2) 法第二十四条第二項の規定による報告の命令及び質問
- (3) 法第二十四条の三第一項の規定による指定都道府県事務受託法人への委託（(1)及び(2)に係るものに限る。）
- (4) 法第二十四条の三第四項の規定による公示
- (5) 法第七十条第一項の規定による法第四十一条本文に規定する指定
- (6) 法第七十条第六項（法第七十条の二第四項及び第七十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取
- (7) 法第七十条第七項の規定による協議
- (8) 法第七十条第八項の規定による指定の拒否及び条件の付加
- (9) 法第七十条の二第一項の規定による指定の更新
- (10) 法第七十条の三第一項の規定による指定の変更
- (11) 法第七十一条第一項ただし書の規定による別段の申出の受理

新見市

- (12) 法第七十二条第一項ただし書の規定による別段の申出の受理
- (13) 法第七十五条第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- (14) 法第七十五条第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- (15) 法第七十六条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (16) 法第七十六条の二第一項の規定による必要な措置の勧告
- (17) 法第七十六条の二第二項の規定による公表
- (18) 法第七十六条の二第三項の規定による必要な措置の命令
- (19) 法第七十六条の二第四項の規定による公示
- (20) 法第七十六条の二第五項の規定による通知の受理
- (21) 法第七十七条第一項の規定による指定の取消し等
- (22) 法第七十七条第二項の規定による通知の受理
- (23) 法第七十八条の規定による公示
- (24) 法第七十九条第一項の規定による法第四十六条第一項に規定する指定
- (25) 法第七十九条の二第一項の規定による指定の更新
- (26) 法第八十二条第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- (27) 法第八十二条第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- (28) 法第八十三条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (29) 法第八十三条の二第一項の規定による必要な措置の勧告
- (30) 法第八十三条の二第二項の規定による公表
- (31) 法第八十三条の二第三項の規定による必要な措置の命令
- (32) 法第八十三条の二第四項の規定による公示
- (33) 法第八十三条の二第五項の規定による通知の受理
- (34) 法第八十四条第一項の規定による指定の取消し等
- (35) 法第八十四条第二項の規定による通知の受理
- (36) 法第八十五条の規定による公示
- (37) 法第八十六条第一項の規定による法第四十八条第一項第一号に規定する指定
- (38) 法第八十六条第三項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を

- 含む。)の規定による通知及び意見の聴取
- (39) 法第八十六条の二第二項の規定による指定の更新
- (40) 法第八十九条の規定による開設者の住所等の変更の届出の受理
- (41) 法第九十条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (42) 法第九十一条の規定による指定の辞退の受理
- (43) 法第九十一条の二第一項の規定による必要な措置の勧告
- (44) 法第九十一条の二第二項の規定による公表
- (45) 法第九十一条の二第三項の規定による必要な措置の命令
- (46) 法第九十一条の二第四項の規定による公示
- (47) 法第九十一条の二第五項の規定による通知の受理
- (48) 法第九十二条第一項の規定による指定の取消し等
- (49) 法第九十二条第二項の規定による通知の受理
- (50) 法第九十三条の規定による公示
- (51) 法第九十四条第一項の規定による開設の許可
- (52) 法第九十四条第二項の規定による入所定員等の変更の許可
- (53) 法第九十四条第六項（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取
- (54) 法第九十四条の二第二項の規定による開設の許可の更新
- (55) 法第九十五条第一項の規定による承認
- (56) 法第九十五条第二項の規定による承認
- (57) 法第九十八条第一項第四号の規定による許可
- (58) 法第九十九条第一項の規定による開設者の住所等の変更及び施設の再開の届出の受理
- (59) 法第九十九条第二項の規定による施設の廃止及び休止の届出の受理
- (60) 法第一百条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (61) 法第一百条第三項の規定による通知の受理
- (62) 法第一百一条の規定による使用の制限等
- (63) 法第一百二条第一項の規定による管理者の変更の命令
- (64) 法第一百三条第一項の規定による必要な措置の勧告
- (65) 法第一百三条第二項の規定による公表

- (66) 法第百三条第三項の規定による必要な措置の命令及び業務の停止の命令
- (67) 法第百三条第四項の規定による公示
- (68) 法第百三条第五項の規定による通知の受理
- (69) 法第百四条第一項の規定による許可の取消し等
- (70) 法第百四条第二項の規定による通知の受理
- (71) 法第百四条の二の規定による公示
- (72) 法第百五条において準用する医療法第九条第二項の規定による届出の受理
- (73) 法第百五条において準用する医療法第十五条第三項の規定による届出の受理
- (74) 法第百五条において準用する医療法第三十条の規定による弁明の機会の付与
- (75) 法第百十五條の二第一項の規定による法第五十三條第一項本文に規定する指定
- (76) 法第百十五條の五第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- (77) 法第百十五條の五第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- (78) 法第百十五條の七第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (79) 法第百十五條の八第一項の規定による必要な措置の勧告
- (80) 法第百十五條の八第二項の規定による公表
- (81) 法第百十五條の八第三項の規定による必要な措置の命令
- (82) 法第百十五條の八第四項の規定による公示
- (83) 法第百十五條の八第五項の規定による通知の受理
- (84) 法第百十五條の九第一項の規定による指定の取消し等
- (85) 法第百十五條の九第二項の規定による通知の受理
- (86) 法第百十五條の十の規定による公示
- (87) 法第百十五條の十一において準用する法第七十條の二第一項の規定による指定の更新
- (88) 法第百十五條の十一において準用する法第七十一條第一項ただし書及び第七十二條第一項ただし書の規定による別段の申出の受理

(89) 法第百十五条の三十五第六項の規定による指定の取消し等

新見市

五十三 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び岡山県健康の森学園障害者支援施設に係るものを除く。）

- イ 法第十一条第一項の規定による報告等の命令及び質問
- ロ 法第十一条第二項の規定による報告等の命令及び質問
- ハ 法第三十六条第一項の規定による法第二十九条第一項に規定する指定
- ニ 法第三十七条第一項の規定による指定の変更
- ホ 法第三十八条第一項の規定による法第二十九条第一項に規定する指定
- ヘ 法第三十九条第一項の規定による指定の変更
- ト 法第四十一条第一項の規定による指定の更新
- チ 法第四十六条第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- リ 法第四十六条第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- ヌ 法第四十六条第三項の規定による設置者の住所等の変更の届出の受理
- ル 法第四十七条の規定による指定の辞退の受理
- ヲ 法第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告の命令及び立入検査等
- ワ 法第四十九条第一項及び第二項の規定による必要な措置の勧告
- カ 法第四十九条第三項の規定による公表
- コ 法第四十九条第四項の規定による必要な措置の命令
- ク 法第四十九条第五項の規定による公示
- ケ 法第四十九条第六項の規定による通知の受理
- コ 法第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し等
- ツ 法第五十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理
- ネ 法第五十一条の規定による公示

- ナ 法第五十一条の十九第一項の規定による法第五十一条の十四第一項に規定する指定
- ラ 法第五十一条の二十一第一項の規定による指定の更新（ナに規定する指定に係るものに限る。）
- ム 法第五十一条の二十五第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- ウ 法第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- エ 法第五十一条の二十七第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- ノ 法第五十一条の二十八第一項の規定による必要な措置の勧告
- オ 法第五十一条の二十八第三項の規定による公表
- ク 法第五十一条の二十八第四項の規定による必要な措置の命令
- ヤ 法第五十一条の二十八第五項の規定による公示
- マ 法第五十一条の二十八第六項の規定による通知の受理
- ケ 法第五十一条の二十九第一項の規定による指定の取消し等
- フ 法第五十一条の二十九第三項の規定による通知の受理
- コ 法第五十一条の三十第一項の規定による公示

別表第二の五の項中「三十三の項」を「二十八の項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務（この条例により新たに市町村が処理することとされたものに限る。）に係るそれぞれの法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対

してなされた申請その他の行為とみなす。

#### 改正理由

市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画に基づき、地域の実情に応じた事務処理を可能とするため、知事の権限に属する事務のうち適当と認めるものを真庭市が処理することとする等所要の改正を行う必要がある。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

別表第一（第二条関係）		新	旧
一〇三十一略	三十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イネ略 ナ 法第五十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査等（法第三十六条及び第三十八条から第四十条までに規定する業務を目的とする施設（以下「無認可施設等」という。）に係るものに限る。） ラクケ略	市町村	市町村
三十三〇三十六略	三十七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イネ略	新見市 真庭市	新見市
三十三〇三十六略	三十八 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（知事以外	新見市 真庭市	新見市
一〇三十一略	三十二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イネ略 ナ 法第五十九条第一項の規定による報告の徴収及び立入調査等（法第三十六条及び第三十八条から第四十条までに規定する業務を目的とする施設（以下「無認可施設等」という。）に係るものに限る。） ラクケ略	市町村	市町村
三十三〇三十六略	三十七 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イネ略	新見市	新見市
三十三〇三十六略	三十八 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（知事以外	新見市	新見市

の者が設置する保護施設に係るものに限る。）  
イハ略

三十九 略

四十 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設（四十六の項及び四十七の項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに限るものに限る。）  
イハ略

各市町村  
（岡山市  
、倉敷市  
、新見市  
及び真庭  
市を除く  
。）

四十一 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの（イからネまでに係るものに限る。）及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。）  
イハ略

新見市  
真庭市

四十二～四十四 略

四十五 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
イハ略

新見市  
真庭市

の者が設置する保護施設に係るものに限る。）  
イハ略

三十九 略

四十 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホームのうち介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設（四十六の項及び四十七の項において「地域密着型特定施設」という。）であつて、社会福祉法人が設置するものに限るものに限る。）  
イハ略

各市町村  
（岡山市  
、倉敷市  
、新見  
市を除く  
。）

四十一 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（主たる事務所が当該市町村の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が二以上の市町村の区域にわたるもの（イからネまでに係るものに限る。）及び社会福祉法人健康の森学園に係るものを除く。）  
イハ略

新見市

四十二～四十四 略

四十五 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
イハ略

新見市

四十六 老人福祉法（以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
イ、ル略

各市町村  
（新見市  
及び真庭  
市を除く  
。）（岡  
山市及び  
倉敷市に  
あつては  
トからル  
までに係  
るものに  
限り、町  
村にあつ  
てはイか  
ら八まで  
に係るも  
のについ  
ては地域  
密着型介  
護老人福  
祉施設に  
係るもの  
（ハに係  
るもの  
うち入所  
定員の増  
加の認可  
に係るも  
のについ

四十六 老人福祉法（以下この項及び次項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの  
イ、ル略

各市町村  
（新見市  
を除く。  
）（岡山  
市及び倉  
敷市にあ  
つてはト  
からルま  
でに係る  
ものに限  
り、町村  
にあつて  
はイから  
八までに  
係るもの  
についで  
は地域密  
着型介護  
老人福祉  
施設に係  
るもの（  
ハに係る  
ものうち  
入所定  
員の増加  
の認可に  
係るもの  
についで  
は、地域

<p>四十七 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ ヽム略</p>	<p>ては、地域密着型介護老人福祉施設でなくなる場合を除く。）に限る。</p>
<p>四十八 五十一略</p>	<p>新見市 真庭市</p>
<p>五十二 介護保険法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの （1） 法第二十四条第一項の規定による報告等の命令及び質問 （2） 法第二十四条第二項の規定による報告の命令及び質問 （3） 法第二十四条の三第一項の規定による指定都道府県事務受託法人への委託（(1)及び(2)に係るものに限る。） （4） 法第二十四条の三第四項の規定による公示 （5） 法第七十条第一項の規定による法第四十一条第一項本文に規定する指定 （6） 法第七十条第六項（法第七十条の二第四項及び第七十条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定</p>	<p>新見市</p>
<p>四十七 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの イ ヽム略</p>	<p>密着型介護老人福祉施設でなくなる場合を除く。）に限る。</p>
<p>四十八 五十一略</p>	<p>新見市</p>

定による通知及び意見の聴取

(7) 法第七十条第七項の規定による協議

(8) 法第七十条第八項の規定による指定の拒否及び条件の付加

(9) 法第七十条の二第一項の規定による指定の更新

(10) 法第七十条の三第一項の規定による指定の変更

(11) 法第七十一条第一項ただし書の規定による別段の申出の受理

(12) 法第七十二条第一項ただし書の規定による別段の申出の受理

(13) 法第七十五条第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理

(14) 法第七十五条第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理

(15) 法第七十六条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等

(16) 法第七十六条の二第一項の規定による必要な措置の勧告

(17) 法第七十六条の二第二項の規定による公表

(18) 法第七十六条の二第三項の規定による必要な措置の命令

(19) 法第七十六条の二第四項の規定による公示

(20) 法第七十六条の二第五項の規定による通知の受理

(21) 法第七十七条第一項の規定による指定の取消し等

(22) 法第七十七条第二項の規定による通知の受理

(23) 法第七十八条の規定による公示

(24) 法第七十九条第一項の規定による法第四十六条第一項に規定する指定

(25) 法第七十九条の二第一項の規定による指定の更新

(26) 法第八十二条第一項の規定による事業所の名称等の

変更及び事業の再開の届出の受理

(27) 法第八十二条第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理

(28) 法第八十三条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等

(29) 法第八十三条の二第一項の規定による必要な措置の勧告

(30) 法第八十三条の二第二項の規定による公表

(31) 法第八十三条の二第三項の規定による必要な措置の命令

(32) 法第八十三条の二第四項の規定による公示

(33) 法第八十三条の二第五項の規定による通知の受理

(34) 法第八十四条第一項の規定による指定の取消し等

(35) 法第八十四条第二項の規定による通知の受理

(36) 法第八十五条の規定による公示

(37) 法第八十六条第一項の規定による法第四十八条第一項第一号に規定する指定

(38) 法第八十六条第三項（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取

(39) 法第八十六条の二第一項の規定による指定の更新

(40) 法第八十九条の規定による開設者の住所等の変更の届出の受理

(41) 法第九十条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等

(42) 法第九十一条の規定による指定の辞退の受理

(43) 法第九十一条の二第一項の規定による必要な措置の勧告

(44) 法第九十一条の二第二項の規定による公表

(45) 法第九十一条の二第三項の規定による必要な措置の

命令

(46) 法第九十一条の二第四項の規定による公示

(47) 法第九十一条の二第五項の規定による通知の受理

(48) 法第九十二条第一項の規定による指定の取消し等

(49) 法第九十二条第二項の規定による通知の受理

(50) 法第九十三条の規定による公示

(51) 法第九十四条第一項の規定による開設の許可

(52) 法第九十四条第二項の規定による入所定員等の変更の許可

(53) 法第九十四条第六項（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定による通知及び意見の聴取

(54) 法第九十四条の二第一項の規定による開設の許可の更新

(55) 法第九十五条第一項の規定による承認

(56) 法第九十五条第二項の規定による承認

(57) 法第九十八条第一項第四号の規定による許可

(58) 法第九十九条第一項の規定による開設者の住所等の変更及び施設の再開の届出の受理

(59) 法第九十九条第二項の規定による施設の廃止及び休止の届出の受理

(60) 法第一百条第一項の規定による報告の命令及び立入検査等

(61) 法第一百条第三項の規定による通知の受理

(62) 法第一百一条の規定による使用の制限等

(63) 法第一百二条第一項の規定による管理者の変更の命令

(64) 法第一百三条第一項の規定による必要な措置の勧告

(65) 法第一百三条第二項の規定による公表

(66) 法第一百三条第三項の規定による必要な措置の命令及び業務の停止の命令

- (67) 法第百三条第四項の規定による公示
- (68) 法第百三条第五項の規定による通知の受理
- (69) 法第百四条第一項の規定による許可の取消し等
- (70) 法第百四条第二項の規定による通知の受理
- (71) 法第百四条の二の規定による公示
- (72) 法第百五条において準用する医療法第九条第二項の規定による届出の受理
- (73) 法第百五条において準用する医療法第十五条第三項の規定による届出の受理
- (74) 法第百五条において準用する医療法第三十条の規定による弁明の機会の付与
- (75) 法第百五条の二第一項の規定による法第五十三条第一項本文に規定する指定
- (76) 法第百五条の五第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理
- (77) 法第百五条の五第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理
- (78) 法第百五条の七第一項の規定による報告の命令及び立入検査等
- (79) 法第百五条の八第一項の規定による必要な措置の勧告
- (80) 法第百五条の八第二項の規定による公表
- (81) 法第百五条の八第三項の規定による必要な措置の命令
- (82) 法第百五条の八第四項の規定による公示
- (83) 法第百五条の八第五項の規定による通知の受理
- (84) 法第百五条の九第一項の規定による指定の取消し等
- (85) 法第百五条の九第二項の規定による通知の受理

(86) 法第百十五條の十の規定による公示

(87) 法第百十五條の十一において準用する法第七十條の二第一項の規定による指定の更新

(88) 法第百十五條の十一において準用する法第七十一條第一項ただし書及び第七十二條第一項ただし書の規定による別段の申出の受理

(89) 法第百十五條の三十五第六項の規定による指定の取消し等

五十三 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号

。以下この項及び次項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（岡山県健康の森学園就労継続支援事業所及び岡山県健康の森学園障害者支援施設に係るものを除く。）

イ 法第十一條第一項の規定による報告等の命令及び質問

ロ 法第十一條第二項の規定による報告等の命令及び質問

ハ 法第三十六條第一項の規定による法第二十九條第一項に規定する指定

ニ 法第三十七條第一項の規定による指定の変更

ホ 法第三十八條第一項の規定による法第二十九條第一項に規定する指定

ヘ 法第三十九條第一項の規定による指定の変更

ト 法第四十一條第一項の規定による指定の更新

チ 法第四十六條第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理

リ 法第四十六條第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理

新見市

又 法第四十六条第三項の規定による設置者の住所等の変更の届出の受理

ル 法第四十七条の規定による指定の辞退の受理

ヲ 法第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告の命令及び立入検査等

ワ 法第四十九条第一項及び第二項の規定による必要な措置の勧告

カ 法第四十九条第三項の規定による公表

コ 法第四十九条第四項の規定による必要な措置の命令

ク 法第四十九条第五項の規定による公示

ケ 法第四十九条第六項の規定による通知の受理

コ 法第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による指定の取消し等

ソ 法第五十条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知の受理

ネ 法第五十一条の規定による公示

ナ 法第五十一条の十九第一項の規定による法第五十一条の十四第一項に規定する指定

ラ 法第五十一条の二十一第一項の規定による指定の更新（ナに規定する指定に係るものに限る。）

ム 法第五十一条の二十五第一項の規定による事業所の名称等の変更及び事業の再開の届出の受理

ウ 法第五十一条の二十五第二項の規定による事業の廃止及び休止の届出の受理

エ 法第五十一条の二十七第一項の規定による報告の命令及び立入検査等

オ 法第五十一条の二十八第一項の規定による必要な措置の勧告

カ 法第五十一条の二十八第三項の規定による公表

<p>ク 法第五十一条の二十八第四項の規定による必要な措置の命令</p> <p>ヤ 法第五十一条の二十八第五項の規定による公示</p> <p>マ 法第五十一条の二十八第六項の規定による通知の受理</p> <p>ケ 法第五十一条の二十九第一項の規定による指定の取消し等</p> <p>フ 法第五十一条の二十九第三項の規定による通知の受理</p> <p>コ 法第五十一条の三十第一項の規定による公示</p>	
<p>五十四 法及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ くり略</p>	<p>新見市 真庭市</p>
<p>五十五 略</p>	
<p>五十六 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）に基づく事務のうち、同令第二条第二項の規定による意見書の作成</p>	<p>新見市 真庭市</p>
<p>五十七 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）に基づく事務のうち、同令第十条の七の三第一項第四号の規定による証明</p>	<p>新見市 真庭市</p>
<p>五十八 九十一 略</p>	

別表第二（第二条関係）

<p>五十二 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）以下この項において「法」という。及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ くり略</p>	<p>新見市</p>
<p>五十三 略</p>	
<p>五十四 お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百七十九号）に基づく事務のうち、同令第二条第二項の規定による意見書の作成</p>	<p>新見市</p>
<p>五十五 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）に基づく事務のうち、同令第十条の七の三第一項第四号の規定による証明</p>	<p>新見市</p>
<p>五十六 八十九 略</p>	

別表第二（第三条関係）

六〇三十四略	五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のための規則に基づく事務	一〇四略	事務
		市町村	
	同条例第五條の規定により指定された県立自然公園の区域をその区域に含む市町村(岡山県及び倉敷市にあつては、別表第一の二十八の項に規定する事務に係るものを除く。)		

六〇三十四略	五 岡山県立自然公園条例及び同条例の施行のための規則に基づく事務	一〇四略	事務
		市町村	
	同条例第五條の規定により指定された県立自然公園の区域をその区域に含む市町村(岡山県及び倉敷市にあつては、別表第一の三十三の項に規定する事務に係るものを除く。)		